

T&M通信

～税務と経営～

2020年1月号

今月の経営チェックポイント✓

- 給与支払報告書、法定調書合計表等の提出月です。
(提出期限は1月31日)
- 償却資産税の申告月です。(申告期限は1月31日)
- 1月、2月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をしてください。
- 今月の祝日は13日(月)成人の日です。
- 令和2年1月から源泉徴収税額表が変わります。
給与等の源泉徴収は改正後の「令和2年源泉徴収税額表」を使用してください。
- 今月よりハローワークの雇用保険適用窓口の受付時間が8:30～16:00となります。

納税期限スケジュール

- 納期特例事業者の方の源泉所得税の納付月です。
令和元年7～12月分の納付が必要です。(納期限は1月20日)
※この期限までに納付しなければ延滞税や不納付加算税がかかります。お気をつけください。
納期の特例を受けていない事業者の方につきましては当月の納期限は1月10日です。お間違えのないようお気をつけください。
- 個人の道府県民税・市町村民税の第4期分の納付期限月です。(納期限は1月31日)
- 労働保険料の延納申請をしている場合の第3期分の納期限は1月31日です。



着眼点 「 新年ご挨拶とねずみ年 」

税理士 田中 彰

新年あけましておめでとうございます。旧年中はお世話になり、大変ありがとうございました。本年も変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年2020年(令和2年)はオリンピックイヤーです。今回は東京を中心に日本各地で開催され、日本中が大いに盛り上がるのが期待されています。また2月は29日まであり1年366日で、1日お得な年であるような気がしませんか?干支は子(ねずみ)の年です。十二支を言う時、一番初めに来る干支です。この干支の順番について昨年9月に北海道旅行をした時、バスガイドさんから聞いた小咄を一席…。

むかしむかし神様が動物たちに「元旦の新年挨拶に来た順に12番までそれぞれの年の大将にしてやる」とのお触れを出しました。動物たちは我こそ1番にと元旦を待ちましたが、ネコは行く日を忘れネズミに尋ねました。するとネズミはわざと1日遅れの日を教えたのです。一方ウシは歩くのが遅いので早めに暗いうちから出発しました。牛小屋の天井裏で見ていたネズミはこっそりとウシの背中に飛び乗りました。一番乗りだと喜んだ瞬間、ウシの背中からネズミが飛び降り

1 番に神様のところに行きました。2 番になったウシは今も「もうもう」と悔しがっているそうです。3 番目以降のことは割愛させていただきますが、ネズミに騙されたネコはどうなったかと申しますと、1 月 2 日の朝に神様のところに着き、その時には既に十二支は決まった後でした。事情を知ったネコは怒りが収まらず、いまだにネズミを追いかけているということです。おあとがよろしいようで…。

こう見るとあまり印象の良くないネズミですが、モルモットなど医学の進歩に貢献したりペットとして人々を癒したりしています。税理士である私がお正月はこのようなお話で申し訳ありませんが、お正月に免じてお許しください。来月からは税理士らしい(?) 記事が書けるように努めます。

結びに、本年が皆様方にとり良き年になるよう祈念申し上げます。

●2020 年といえば

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、2020 年といえば、ついに東京オリンピックの年ですね。昨年よりオリンピックチケットの販売が始まっていますが、顧問先の皆様の中には当選された方もいらっしゃるでしょうか？私は 1 次抽選、2 次抽選ともに落選中です。決勝は競合が多そうだから予選を申し込もうか、メジャーな競技は当たらなさそうだからちょっとマイナーな競技に申し込もうか、いろいろ検討して申し込んでみたものの全滅です。やはり同じ考えで申し込みをされている方も多いのでしょうか。

今後のチケット販売スケジュールですが、春季販売が 3 月か 4 月頃に予定されているようです。生で見るよりテレビのほうが見やすいし快適だと思いつつも、やはり現地観戦の臨場感を味わいたい。なんとかチケットを手に入れたいものです。

(文責：亀元 祐希)

●『マイナンバー未収録者一覧』が届いていませんか？

基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない厚生年金被保険者の方が在籍する事業所宛に、年金機構より『マイナンバー未収録者一覧』が発送されています。

マイナンバーが紐づいている場合、結婚・転居等で氏名・住所が変更された場合でも年金機構に届け出る必要がありません。可能であれば、一覧にお名前が記載されている方のマイナンバーを同封の『個人番号等登録届』でご登録ください。また、未収録者の方が「事業所にマイナンバーを提出したくない」とおっしゃった場合でも、事業所を通さずにご自身で登録することができますので、お近くの年金事務所へご案内ください。

諸般の事情でマイナンバーを登録されない場合でも、一覧の「氏名」「性別」「生年月日」「住所」に誤り・変更がないかご確認いただくようよろしくお願いいたします。

(文責：田中 ひとみ)